

基幹相談支援センターの役割

- 「地域生活支援事業の実施について（平成 18 年 8 月 1 日 障発第 0801002 号 最終改正 平成 31 年 3 月 28 日）」
- 「計画相談支援等に係る平成 30 年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について」（平成 30 年 3 月 30 日 障発第 0330 第 1 号）」

1 目的

地域における相談支援の中核的な役割を担うことを目的に、以下の業務を総合的に行う機関

2 業務内容

(1) 総合的・専門的な相談支援の実施

- ・障害の種別や各種のニーズに対応出来る総合的、専門的な相談支援を実施。

(2) 地域の相談支援体制の強化の取組

- ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言
- ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画、運営等）
- ・地域の相談機関（高齢者、児童、医療、教育等各種相談機関等）との連携強化の取組

(3) 地域移行・地域定着の促進の取組

- ・障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発
- ・障害者の地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

※地域の実情に応じて市町村が設置する協議会（障害者自立支援協議会等）の運営…委託を受けることが必要

(4) 権利擁護・虐待の防止

- ・成年後見制度利用支援事業の実施
- ・障害者に対する虐待を防止するための取組（通報窓口の機能、養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のため障害者及び養護者に対する相談、指導、助言）
…基幹に委託可能。「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（「障害者虐待防止法）」第 33 条

3 特に強化すべき取組み

(1) 地域の相談支援体制の強化の取組

- ・基幹相談支援センターの職員が各事業者を訪問し、相談支援専門員へのスーパービジョンを行ったり、サービス等利用計画などの評価や指導・助言を行ったりすることで、相談支援専門員の資質向上を図ることができる。

(2) 地域移行、地域定着の促進の取組

- ・精神科病院や障害者支援施設に対し、地域移行に向けた啓発活動を行う。
- ・地域移行のニーズを持つ入院患者や入所者を確認した場合、指定一般・特定相談事業者の支援につなげることで、スムーズに地域移行に関わる支援に取組む体制を構築できる。
- ・各相談支援事業者が整理した地域課題の集約